

2024年2月

お客様各位

未利用口座管理手数料新設のお知らせ

平素は当金庫をご利用いただき、誠にありがとうございます。

さて、当金庫では、長期間ご利用されない普通預金口座等が不正利用されることによる被害を防止するため、普通預金等を対象に、下記のとおり「未利用口座管理手数料」を新設すると共に対象となる口座の残高が同手数料に満たない場合には自動解約となる取扱いを開始させていただきます。

今後も一層サービス向上に努めてまいりますので、何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 未利用口座管理手数料の概要

取扱開始日	2024年4月1日(月)
対象科目	・普通預金口座（総合口座定期預金残高0円の口座、決済用普通預金、通帳レス口座を含む） ・貯蓄預金 ※取扱開始日（2024年4月1日）より前に開設された口座も対象とします。
対象口座	最後の取引から2年以上、一度も取引のない口座（普通預金の利息入金および本件手数料は除く）を対象とします。 ※紛失・盗難などにより利用が停止している口座も対象とします。 ただし、以下のいずれかに該当する場合は、対象外とします。 ・対象口座の残高が1万円以上の場合 ・同一店舗内に定期性預金、国債取引がある場合 ・同一店舗内に融資取引がある場合（カードローン契約を含む）
手数料金額	年間1,320円(税込) ※初回引落しは2026年7月頃を予定しています。
徴求方法	・対象となるお客さまには、事前に「ご案内」を郵送します。「ご案内」が延着または到達しなかった場合でも、通常到達すべき時に到達したものとみなします。 ・「ご案内」後、一定期間(約3ヵ月)経過してもお取引がない場合は、対象口座から本手数料を引落します。翌年以降もお取引がない場合は、同様に手数料を引落します。

未利用口座の 解約	<ul style="list-style-type: none"> ・対象口座残高が手数料に満たない場合は、口座残高全額を本手数料として引落しさせていただき、当該口座を解約いたします。 ・本手数料の返却および口座の再利用にはお応えしかねます。
--------------	--

2. 本手数料新設による預金規定の改定

(1) 対象の預金規定

- ①普通預金規定(決済用普通預金含む)
- ②総合口座取引規定
- ③貯蓄預金規定

(2) 改正の内容

各預金規定に下記の条文を追加

<p>(未利用口座管理手数料)</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) この預金は、当金庫が定める一定期間、利息決算以外の預入れまたは払戻し(次項の手数料の引落しを除く)がない場合には、未利用口座となります。 (2) この預金が未利用口座となり、かつ残高が1万円未満である場合には、当金庫はこの預金口座から払戻請求書等によらず、当金庫の定める未利用口座管理手数料の引落しを開始することができるものとします。翌年以降も未利用の状態が継続する場合は、同様に手数料を引落しいたします。 (3) 残高不足等により、未利用口座管理手数料の引落しが不能となった口座については、残高を未利用口座管理手数料の一部としていただき、預金者に通知することなく当金庫所定の方法により、解約することができるものとします。 (4) 一旦引落しになり、お支払いいただいた未利用口座管理手数料については、ご返却いたしません。 (5) 前三項により解約された口座の再利用はできません。

※普通預金規定は、普通預金規定(決済用預金含む)と名称変更し、上記以外にも一部改定しています。

以上



宮古信用金庫